



平成 24 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 和田 洋 一
(コード番号 9684 東証第一部)
問 合 せ 先 グループ経営推進部長 佐々木 通博
(TEL. 03-5333-1144)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年5月18日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成24年6月26日開催の第32回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 本社事務所を東京都渋谷区から東京都新宿区に移転するため、現行定款第3条に定める本店所在地を変更するとともに、附則をもって効力発生時期を明確にするものであります。
- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役の選任決議の有効期間を伸長する旨の規定を、第32条第2項及び同条第3項に設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 24 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日	
(本店所在地に関する第 3 条)	附則を持って定める本店移転日
(補欠監査役の選任決議の有効期間に関する第 32 条第 2 項及び同条第 3 項)	平成 24 年 6 月 26 日

以上

【別紙】

変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店所在地) 第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p> <p>(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。</p> <p>(新設)</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残任期間と同一とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(本店所在地) 第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p>(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。</p> <p>② <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>③ 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残任期間と同一とする。ただし、当該補欠として選任された監査役の選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</p> <p>(附則) <u>第3条(本店所在地)の規定の変更は、平成24年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力が生ずるものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>